## 兵庫県公報

令和2年12月3日 木曜日 第3号外

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

企業庁管理規程

^° →'/`

○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 ……………

1

## 企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和2年12月3日

兵庫県公営企業管理者 片 山 安 孝

## 兵庫県企業庁管理規程第7号

## 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。 第6条の2第1項及び第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に 改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附則第7項を次のように改める。

(期末手当の特例)

7 令和2年12月に支給する職員の期末手当に係る第6条の2第1項から第3項までの規定の適用については、 同条第1項及び第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100 分の105」と、同条第3項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。